

岩手県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第39号

岩手県手数料条例の一部を改正する条例

岩手県手数料条例（平成12年岩手県条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第4（第2条関係）			別表第4（第2条関係）		
保健福祉事務関係手数料			保健福祉事務関係手数料		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
[略]			[略]		
28の5 児童福祉法施行令第21条の規定に基づく厚生労働省令の規定による保育士試験の免除の申請に対する審査	[略]		28の5 児童福祉法施行令第21条の規定に基づく内閣府令の規定による保育士試験の免除の申請に対する審査	[略]	
[略]			[略]		
別表第7（第2条関係）			別表第7（第2条関係）		
県土整備事務関係手数料			県土整備事務関係手数料		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
[略]			[略]		
37 <u>租税特別措置法施行令第20条の2第14項又は第38条の4第24項に規定する要件に該当する事業であることについての認定の申請に対する審査</u>	特定の民間再開発事業認定申請手数料	31,000円	37 削除		
[略]			[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この条例は、公布の日から施行する。